

令和6年度 銚子市看護師等修学資金貸付要項

銚子市では、将来市内の病院または診療所（以下「医療機関」といいます。）に勤務し、看護師または准看護師の業務に従事しようとする方に対し、看護師等養成施設における修学のための資金（以下「看護師等修学資金」といいます。）を貸し付けることにより、その修学を容易にし、市内における看護職（看護師及び准看護師）の確保を図るとともに、地域医療の向上に貢献しようとする意欲のある方を育成する制度を次のとおり設けています。

看護師等修学資金の貸付けを希望する方は、お申し込みください。

I 貸付制度の概要

1 銚子市の看護師等修学資金の種類、金額、募集人員は、・・・

(1) **銚子市内医療機関勤務看護師等修学資金**

ア 看護師 月額 5万円 募集人員 若干名

イ 准看護師 月額 3万円 募集人員 若干名

※ 民間の貸付金（一部の貸付金を除きます。）と重複して貸付けを受けることができます。

(2) **銚子市立病院勤務看護師等修学資金**

ア 看護師 月額 5万円 募集人員 若干名

イ 准看護師 月額 3万円 募集人員 若干名

※ 銚子市内医療機関勤務看護師等修学資金と重複して貸付けを受けることができます。

2 看護師等修学資金の貸付けを受ける場合の例は、・・・

(1) **銚子市内医療機関勤務看護師等修学資金** を 単独で借りの場合

ア 看護師 月額 5万円

イ 准看護師 月額 3万円

(2) **銚子市内医療機関勤務看護師等修学資金** と 市内で修学資金を設けている民間の医療機関の修学資金を併せて借りの場合

ア 看護師 月額 5万円 + 民間の医療機関の修学資金の額

イ 准看護師 月額 3万円 + 民間の医療機関の修学資金の額

(3) **銚子市立病院勤務看護師等修学資金** を 単独で借りの場合

ア 看護師 月額 5万円

イ 准看護師 月額 3万円

(4) **銚子市立病院勤務看護師等修学資金** と (1) 銚子市内医療機関勤務看護師等修学資金を併せて借りの場合

ア 看護師 月額 5万円 + 5万円 = 10万円

イ 准看護師 月額 3万円 + 3万円 = 6万円

3 卒業後勤務を希望する医療機関ごとに貸付けを受けられる看護師等修学資金は、・・・

(1) 市内の民間の医療機関での勤務を予定する場合 上記2の(1) または (2)

(2) 銚子市立病院での勤務を予定する場合 上記2の(1)、(3) または (4)

※ **銚子市立病院も市内の医療機関ですので、(1)のパターンでの貸付けも対象となります。**

II 総則

1 修学資金の種類

市が貸付けを行う修学資金は、銚子市内医療機関勤務看護師等修学資金（以下「市内看護師等修学資金」といいます。）と銚子市立病院勤務看護師等修学資金（以下「市立病院看護師等修学資金」といいます。）の2種類の看護師等修学資金です。

市立病院看護師等修学資金は、市内看護師等修学資金と重複して貸付けを受けることができます。

2 貸付申請を行える方（貸付対象者の要件）

次に掲げる要件のすべてを備えている方が、貸付申請を行うことができます。

- (1) 看護師等養成施設に在学し、または看護師等養成施設に入学する手続きを終了していること。
- (2) 看護師等養成施設を卒業し、看護師または准看護師となった後、直ちに**市内の医療機関（銚子市立病院を含みます。以下同じ。）**に就業し、看護師または准看護師の業務に従事しようとする意思を有していること。

看護師等養成施設

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第1号及び第2号の規定により文部科学大臣が指定した学校及び同条第3号の規定により都道府県知事が指定した看護師養成所並びに第22条第2号の規定により都道府県知事が指定した准看護師養成所をいいます。

3 看護師等修学資金の額及び貸付方法

市内看護師等修学資金の額は、看護師にあつては月額5万円、准看護師にあつては月額3万円です。

また、市立病院看護師等修学資金の額についても、看護師にあつては月額5万円、准看護師にあつては月額3万円です。

貸付契約に定められた月から借受人（看護師等修学資金の貸付けが決定され、看護師等修学資金貸付契約を締結した方をいいます。以下同じ。）が看護師等養成施設を卒業する日の属する月までの間（正規の修業期間に限ります。）、毎月1月分ずつ貸し付けます。

※ ただし、貸付初年度に限っては希望により、4月～9月分を5月に、10月～翌3月分を10月の2回に分けて、貸し付けすることができます。

市内看護師等修学資金及び市立病院看護師等修学資金ともに無利息です。

4 返還債務（※）の全部免除（返還債務の当然免除）

借受人が、看護師等養成施設を卒業した後1年2月以内に看護師または准看護師となり、看護師または准看護師となった後、直ちに市内の医療機関に就業し、看護師または准看護師（非常勤の者を除きます。）として在職した場合において、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、看護師等修学資金の返還の債務（以下「返還債務」といいます。）の全部（履行期限が到来していないものに限ります。）を免除します。

- (1) **市内の医療機関に勤務する看護師または准看護師（銚子市立病院に勤務する看護師または准看護師を含みます。（以下「市内医療機関勤務看護師等」といいます。）として在職した期間**

(休職、停職、育児休業その他の事由により勤務しなかった期間を除きます。以下「在職期間」といいます。) が看護師等修学資金の貸付けを受けた期間 (以下「貸付期間」といいます。) に達したとき。

- (2) 在職期間中に業務上の事由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のため市内医療機関勤務看護師等としての業務を継続することができなくなったとき。

「返還債務」～銚子市看護師等修学資金条例 (以下「条例」という。) 第 8 条に規定する看護師等修学資金の返還債務をいいます (以下同じ。) 。

5 返還債務の全部または一部免除 (返還債務の裁量免除)

借受人が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、看護師等修学資金の返還債務の全部 (履行期限が到来していないものに限ります。) または一部を免除します。

- (1) 看護師等養成施設を卒業した後 1 年 2 月以内に看護師または准看護師となり、看護師または准看護師となった後、直ちに市内の医療機関に就業し、市内医療機関勤務看護師等として在職した場合において、在職期間が 1 年以上で、かつ、貸付期間に達しなかったとき。

※【返還債務の額に当該在職期間を貸付期間で除して得た数を乗じて得た額に相当する額】

- (2) 借受人の責めに帰することができない事由により、市内医療機関勤務看護師等の業務に従事することができないと認められるとき。 ※【返還債務の全部または一部に相当する額】

- (3) 死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由により、貸付けを受けた看護師等修学資金を返還することができないと認められるとき。 ※【返還債務の全部または一部に相当する額】

※ 在職期間の計算は、月数によります。

6 返還猶予 (返還債務の履行猶予)

- (1) 借受人が条例第 7 条第 1 項 (第 5 号を除きます。) の規定により貸付契約が解除され、または正規の修業期間を満了した後も引き続き看護師等養成施設に在学しているとき。 ※【当該看護師等養成施設に在学している期間】

- (2) 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき。 ※【事由が継続する間】

III 申請 (申込み) の手続等

1 借受人の募集人員

- (1) 市内看護師等修学資金

ア 看護師 若干名

イ 准看護師 若干名

- (2) 市立病院看護師等修学資金

ア 看護師 若干名

イ 准看護師 若干名

2 募集期間

令和 6 年 3 月 6 日 (水) から 4 月 1 9 日 (金) までの募集期間 (郵送の場合消印有効) に、直接持参または郵送 (簡易書留) で随時受付します。

この期間に応募がない場合または選考により借受人が定員に達しない場合は、毎月 5 日 (5 日が日曜日、土曜日、休日に当たるときは、それらの日の直後の日) を締切日として、申し込みを受け付けます。

3 貸付けの申請手続

看護師等修学資金の貸付けを希望する方は、看護師等修学資金貸付申請書 (別記様式第 1 号) に

次の書類を添付し、銚子市役所 健康づくり課（銚子市保健福祉センターすこやかなまなびの城内）へ申請してください。

- (1) 誓約書（別記様式第2号）
- (2) 看護師等養成施設の学業成績表（申請をする日の属する年度以後の年度に看護師等養成施設に入学する方は、不要です。）
- (3) 看護師等養成施設に在学することを証する書類または当該看護師等養成施設に入学する手続を終了したことを証する書類
- (4) 戸籍抄本
- (5) その他市長が必要と認める書類

4 保証人

申請に当たっては、独立して生計を営む成年者で、看護師等修学資金の返還が可能な程度の資力を有する方2人を保証人として立てていただきます。

保証人のうち1人は、借受けようとする者が未成年者であるときはその保護者（親権を行う者または未成年後見人をいいます。）、成年者であるときはその父母兄弟または市長が別に定める者としていただきます。

保証人は、借受人と連帯して債務を負担します。

借受人は、上記の保証人が欠けたとき、または破産その他の事情により保証人がその適性を失ったときは、速やかに要件を満たす新たな保証人を立てなければなりません。

IV 看護師等修学資金の貸付け等

1 借受人の決定

提出書類を審査したうえ、面接を行い選考により借受人を決定します。応募された方（申請者）へは、文書で結果を通知します。

面接の日程については、別途ご連絡いたしますが、市長がその必要がないと認める場合は、省略することがあります。

2 貸付契約の締結

貸付けの決定を受けた方と市（市病院事業）は、看護師等修学資金貸付契約書及び連帯保証契約書（別記様式第6号）により貸付契約を締結します。

借受人は、貸付契約締結時に看護師等修学資金の振込みを受ける金融機関の口座を看護師等修学資金振込口座届（別記様式第7号）により市長に届け出てください。

3 貸付契約の解除、貸付けの停止・保留

(1) 貸付契約の解除

借受人が、看護師等養成施設に在学している場合に、次のいずれかに該当することとなったときは、貸付契約を解除します。

ア 退学したとき。

イ 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。

ウ 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。

エ 看護師等修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。

オ 死亡したとき。

カ 偽りその他不正な手段により、貸付契約を締結し、または看護師等修学資金の貸付けを受けたと認められるとき。

キ その他看護師等修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(2) 貸付けの停止

借受人が看護師等養成施設に在学している場合に、休学し、または停学の処分を受けたときは、休学し、または停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで看護師等修学資金の貸付けを行わないものとします。

(3) 貸付けの保留

看護師等養成施設に在学している間、毎年、市長に学業成績表その他市長が別に定める書類を提出していただきますが、借受人が正当な理由なく、それらの書類を市長に提出しない場合には、看護師等修学資金の貸付けを一時保留します。

4 看護師等修学資金の貸付辞退

借受人は、看護師等修学資金の貸付けを辞退しようとするときは、看護師等修学資金辞退届(別記様式第12号)により市長に届け出なければなりません。

5 借用証書の提出

借受人は、貸付契約を解除されたとき、または貸付期間が満了したときは、直ちに、貸付けを受けた看護師等修学資金の全額について看護師等修学資金借用証書(別記様式第13号)を市長に提出しなければなりません。

6 成績証明書の提出

借受人は、看護師等養成施設に在学している間、毎年4月30日までに、市長に次の書類を提出しなければなりません。

(1) 学業成績表

(2) 在学する学年を記載した在学証明書

(3) 健康診断書(※看護師等養成施設で受けた健康診断結果の写し)

7 現況届の提出

借受人は、看護師等養成施設を卒業した日から看護師等修学資金の返還債務の全部を免除され、または返還債務の履行を終える日までの間、毎年4月1日現在の状況を同月15日までに、現況届(別記様式第25号)により市長に届け出なければなりません。

ただし、市立病院看護師等修学資金の借受人が銚子市立病院に看護師または准看護師として勤務している間は、これを要しません。

V 返還・返還債務の免除

1 返還

次の各号に掲げる事由が生じた場合、原則として、当該事由が生じた日の属する月の翌月から起算して1年以内に、貸付けを受けた看護師等修学資金を一括して返還していただきます。

- (1) 貸付契約が解除されたとき。
- (2) 看護師等養成施設を卒業した後1年2月以内に看護師または准看護師とならなかったとき。
- (3) 看護師または准看護師となった後直ちに市内の医療機関に就業し、看護師または准看護師の業務に従事しなかったとき。
- (4) 看護師または准看護師となった後直ちに市内の医療機関に就業し、看護師または准看護師の業務に従事した場合において、在職期間が1年に達する前に退職したとき。
- (5) 看護師等養成施設を卒業した後死亡したとき。

2 返還債務の免除の申請手続

条例第8条または第9条（この要項のⅡ 総則 4 返還債務の全部免除（返還債務の当然免除）または5 返還債務の全部または一部免除（返還債務の裁量免除））の規定により返還債務の免除を受けようとする方は、看護師等修学資金返還債務免除申請書（別記様式第14号）に同条各号または条例第9条各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、市長に提出しなければなりません。

3 返還期限の延長の申請手続

条例第10条第2項の規定により1年以内の看護師等修学資金の返還期限の延期を求めようとする方は、看護師等修学資金返還期間延長申請書（別記様式第15号）を市長に提出しなければなりません。

4 返還債務の履行猶予の申請手続

条例第11条（この要項のⅡ 総則 6 返還猶予（返還債務の履行猶予））の規定による返還債務の履行の猶予を受けようとする方は、看護師等修学資金返還債務履行猶予申請書（別記様式第16号）に同条第1項または第2項の事由が存することを証する書類を添えて、市長に提出しなければなりません。

5 延滞利息

借受人が正当な理由なく看護師等修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収するものとします。

利息の額の計算についての年当たりの割合は、閏（うるう）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

計算した利息の額が100円未満であるときは、利息を徴収しないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。

6 延滞利息の減免申請

市長は、借受人が看護師等修学資金を返還すべき日までに返還しなかったことについて災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認めるときは、前項の延滞利息の全部または一部を免除することがあります。

延滞利息の減免を受けようとする方は、看護師等修学資金延滞利息減免申請書（別記様式第17号）を市長に提出しなければなりません。

VI その他の手続

1 保証人の異動に関する届出

借受人は、次の各号に掲げる保証人の異動があったときは、直ちに保証人異動届（別記様式第8号）により届け出なければなりません。

- (1) 氏名または住所を変更したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 破産宣告を受けたときその他保証人としての適性を失ったとき。

2 保証人の変更に関する申請

借受人は、保証人が欠けたとき、または破産その他の事情により保証人がその適性を失ったときは、速やかに新たな保証人を立てなければなりません。

新たな保証人は、市長が特に認める場合を除き、上記Ⅲ 申請（申込み）の手続等 4 保証人に記載した要件を満たす方であり、保証人変更承認申請書兼保証人誓約書（別記様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けなければなりません。

3 届出

借受人は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに当該各号に掲げる書類により市長に届け出なければなりません。

- (1) 氏名または住所を変更したとき。
氏名（住所）変更届（別記様式第18号）
- (2) 看護師等修学資金の振込口座を変更しようとするとき。
看護師等修学資金振込口座変更届（別記様式第19号）
- (3) 退学し、休学し、復学し、若しくは停学処分を受けたとき、または心身の故障のため看護師等養成施設を卒業する見込みがなくなったとき。
修学状況変更届（別記様式第20号）
- (4) 看護師等養成施設を卒業したとき。
看護師等養成施設卒業届（別記様式第21号）
- (5) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第7条第3項に規定による看護師免許証または同法第8条の規定による准看護師免許証の交付を受けたとき。
免許取得届（別記様式第22号）
- (6) 市内の医療機関（または銚子市立病院）の看護師または准看護師として勤務することができなくなったとき。
勤務辞退届（別記様式第23号）
- (7) 借受人が死亡したとき。
借受人死亡届（別記様式第24号）除籍抄本その他死亡を証する書類を添付

VII 条例・規則

- (1) 銚子市看護師等修学資金貸付条例（平成27年銚子市条例第4号）
- (2) 銚子市看護師等修学資金貸付条例施行規則（平成27年銚子市規則第27号）

VIII 問い合わせ先・申請先

〒288-0047 千葉県銚子市若宮町4番地の8 銚子市保健福祉センター すこやかなまなびの城内
銚子市健康づくり課 健康・地域医療推進室 病院事業班
電話 0479 (24) 8070

申請・届出に必要な書類一覧

以下の該当する事由が生じた場合は、**速やかに**必要書類を提出してください。

手続きを忘れた場合は、貸付金の一時保留や返還となりますので、必要書類は忘れずに提出してください。

○ 申請の手続き

主な事由	必要な書類
貸付申請	<ul style="list-style-type: none">・ 看護師等修学資金貸付申請書（様式第1号）※申請者が未成年の場合は、親権を行う者または未成年後見人の印鑑証明書を添付・ 誓約書（様式第2号）※住民票（世帯全員のもの）の写し（マイナンバーは記載しないこと）・ 印鑑証明書及び所得を証する書類を添付・ 看護師等養成施設の学業成績表（申請をする日の属する年度以後の年度に看護師等養成施設に入学する方は不要）・ 看護師等養成施設に在学することを証する書類または当該看護師等養成施設に入学する手続きを終了したことを証する書類・ 戸籍抄本

○ 在学中の手続き

主な事由	必要な書類
毎年4月1日現在の状況について報告するとき	<ul style="list-style-type: none">・ 現況届（様式第25号）
貸付けを辞退しようとするとき	<ul style="list-style-type: none">・ 看護師等修学資金辞退届（様式第12号）・ 看護師等修学資金借用証書（様式第13号）
退学・休学・復学もしくは停学処分を受けたとき	<ul style="list-style-type: none">・ 修学状況変更届（様式第20号）
心身の故障のため看護師等養成施設を卒業できる見込みがなくなったとき	<ul style="list-style-type: none">・ 修学状況変更届（様式第20号）
修学資金の貸付けを取り消された後も引き続きその養成施設に在学しているとき	<ul style="list-style-type: none">・ 看護師等修学資金返還債務履行猶予申請書（様式第16号）

○ 卒業後の手続き

主な事由	必要な書類
養成施設を卒業したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看護師等養成施設卒業届（様式第 21 号） ・ 卒業（修了）証書の写し ・ 看護師等修学資金借用証書（様式第 13 号）
看護師等の免許を取得したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 免許取得届（様式第 22 号） ・ 看護師免許証または准看護師免許証の写し
卒業後も養成施設（看護関係の上級学校）に進学したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看護師等修学資金返還債務履行猶予申請書（様式第 16 号） ・ 在学証明書の写し
返還の債務を負うことがなくなるまで、毎年 4 月 1 日現在の状況について報告するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現況届（様式第 25 号） ※4/15 までに報告すること
貸付期間に相当する期間、業務に従事し、返還の免除を受けようとするとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看護師等修学資金返還債務免除申請書（様式第 14 号） ・ 現況届（様式第 25 号）
就業先を退職するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務辞退届（様式第 23 号）
就業場所を異動したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現況届（様式第 25 号）

○ その他の手続き

主な事由	必要な書類
借受人の氏名、住所等に異動があったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名（住所）変更届（様式第 18 号） ・ 上記変更を証する書類
連帯保証人の氏名、住所等に異動があったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保証人異動届（様式第 8 号） ・ 上記を証明する書類 ・ 保証人の印鑑証明書
連帯保証人が死亡したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保証人異動届（様式第 8 号） ・ 除籍抄本 ・ 保証人の印鑑証明書
連帯保証人の変更があったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保証人変更承認申請書兼保証人誓約書（様式第 9 号） ※住民票の写し、印鑑証明書及び所得を証する書類を添付

○ 各申請書・届出書の修正は、二重線で訂正のうえ、訂正印を押してください。

（修正液・修正テープは使用不可）

○ 印鑑は必ず朱肉使用のものを押印ください。（シャチハタ等ゴム印は無効です。）